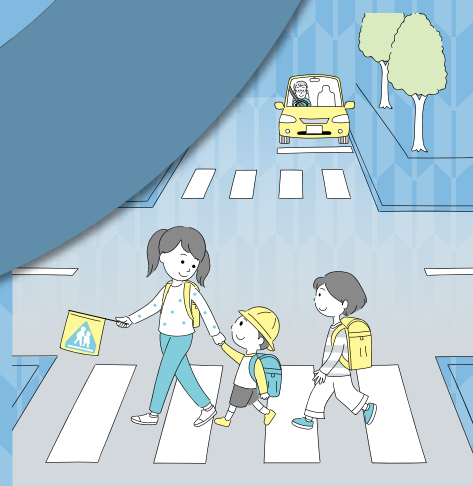
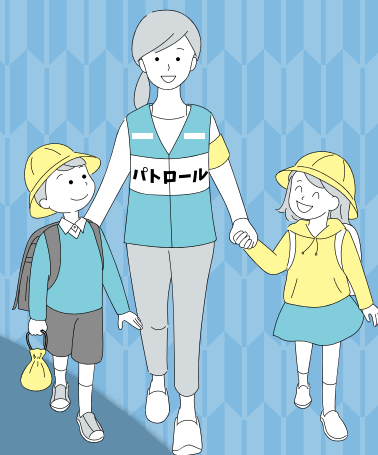


基本施策

3



安全・安心で利便性が高いまちづくり

施策3-1 防災

施策3-2 防犯

施策3-3 都市づくり

施策3-4 道路、公共交通

安全・安心で利便性が高いまちづくり

重要施策3



施策3-1

防災

施策の内容及び体系

自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。

施策3-1
防災

展開方向1 災害対応力の強化

展開方向2 自助・共助による防災活動の推進

展開方向3 災害に強い都市基盤の整備

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「防災」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「防災」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	49.1% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

- 国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成26年（2014年）に作成した「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）について」によると、南関東地域においてマグニチュード7程度の地震が発生する確率は、その後の30年間で70%程度と推定されており、令和3年（2021年）に、同年1月1日を基準日として再計算した確率も同率となっています。
- 内閣府の「令和元年版防災白書」によると、平成30年（2018年）に西日本豪雨などの大きな災害が連続して発生したことを受けて、国民の生命・財産を守る防災・減災等の重要性が一層認識されたとした上で、国民全体で「自らの命は自ら守る」意識を持った「防災意識社会」を構築していくことが必要であるとしています。



SDGsの取組

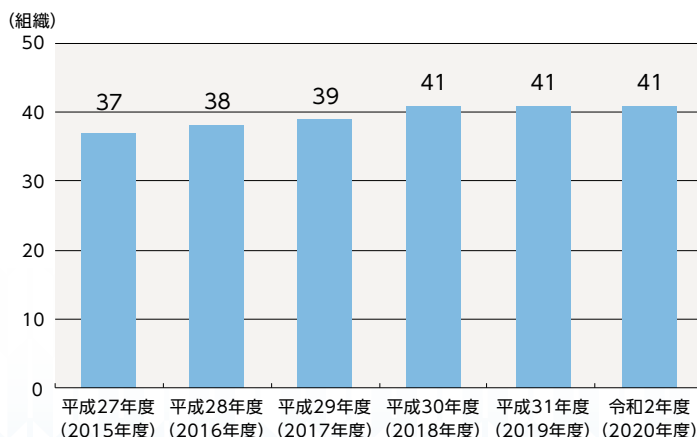


- 国では、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを構築するため、防災・減災等に資する取組として「国土強靭化」を推進しています。
- 当市では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づく国土強靭化地域計画として、令和3年（2021年）に「東大和市国土強靭化地域計画」を策定しました。この東大和市国土強靭化地域計画は、当市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画であり、この第五次基本計画と整合を図りつつ、国土強靭化に関する指針となる計画として位置付けています。
- 当市では、地震、台風等の災害に備え、避難所など避難に必要な情報を地図上に示した「東大和市防災マップ」、各地区別の防災上の課題や東京都内での地域危険度ランク等を掲載した「防災地区カルテ」、河川の氾濫等による浸水害及び土砂災害が発生した場合に予想される範囲やその程度、避難所等を示した「東大和市浸水・土砂災害ハザードマップ」を通じ、平時から市民の「防災・減災」に対する意識の啓発に努めているほか、防災関係機関・団体との各種災害協定の締結を推進しています。
- 地域の住民が協力して自発的に組織し、共助の中心的な役割を担っている自主防災組織の組織数（4月1日現在）は、平成27年度（2015年度）以降、平成30年度（2018年度）までは増加傾向でしたが、その後は横ばいとなっています（図表参照）。

課題

- 今後、高い確率で発生が予想されている南関東地域における地震や、平成31年（2019年）に市内の一部が土砂災害警戒区域に指定されたことなどを踏まえ、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に食い止めるために、市の災害対応力を強化する必要があります。
- 市民にとって最も身近な消防機関である消防団は、定員に満たない状態が続いているため、消防団の魅力に関する情報発信等を通じて、消防団員の増加に取り組む必要があります。
- 「自助²⁴」、「共助²⁵」の理念に基づいた防災活動を推進し、市民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや災害時に助け合いに取り組むことができる、災害に強い地域づくりに努める必要があります。
- 東大和市国土強靭化地域計画に基づき、災害から市民の生命や財産を守るための都市基盤の整備に努める必要があります。

図表 自主防災組織の組織数の推移



出典：防災安全課

24 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。

25 地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行ったりするなど、周りの人々と助け合うこと。

〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開
方向

1

災害対応力の強化

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な初動活動や復旧活動が展開できるよう、市の災害対応力の強化を図ります。

主な具体的取組

- 市民の防災意識の向上や災害発生時の避難所の円滑な運営などを目的として、関係機関や市民との協力体制の確立に重点を置いた訓練を定期的に実施します。
- 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を市民に呼びかけるとともに、要配慮者や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保と感染症の感染防止にも配慮した避難所の整備に努めます。
- 災害発生に備え、市民への情報発信体制の強化や職員間の通信手段の確保に努めるとともに、災害発生時には、様々な情報通信手段を駆使して災害情報を迅速かつ確実に提供します。
- 災害発生に備え、公共施設の機能維持のための対策と、関係機関との協力体制の強化に取り組み、災害発生時には、関係機関と連携を図りながら救護活動を迅速に行います。
- 災害が発生した場合でも、市民生活を早期に再建することができるよう、がれきや災害廃棄物の速やかな処理に努めます。
- 消火栓や防火水槽などの消防水利施設の適切な維持管理及び設置の指導に取り組むとともに、消防団詰所の改築や消防ポンプ自動車の更新を計画的に推進します。
- 消防団の魅力に関する情報発信などを通じて、消防団員の確保に努めます。

展開
方向

2

自助・共助による防災活動の推進

市民一人ひとりの防災意識の向上と主体的な防災行動に結びつくよう、自助・共助に根ざした地域防災活動を推進します。

主な具体的取組

- 防災マップや浸水・土砂災害ハザードマップの配布、災害対策や防災情報の市公式ホームページへの掲載などを通じ、市民の防災意識の向上を図ります。
- 自主防災組織の結成に対する働きかけを実施するとともに、各機関と連携した自主防災組織の活動支援などを推進します。
- 今後、高齢化の進展などに伴い増加が見込まれる、災害時に迅速な行動をとることが困難な方々が、地域の中で効果的な支援を受けられる体制づくりを推進します。
- 自治会等が実施している防災訓練に消防団が積極的に参加し、地域の防災意識の向上に努めます。

地震や風水害などの災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤を整備し、国土強靱化を推進します。

主な具体的取組

- 公園・緑地などを防災活動の拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースの確保に努めます。
- 建築物所有者が耐震診断や耐震改修などに主体的に取り組めるよう、必要な情報の提供を通じた意識啓発に取り組めます。
- 雨水の地下への浸透などを促進し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設（雨水浸透ます）の設置を促進します。
- 東京都や関係市と連携しながら、浸水被害を軽減するために、空堀川流域の南部地域の広域的な流域雨水幹線整備に取り組めます。
- 広域雨水幹線整備に合わせて、広域雨水幹線に接続する公共下水道雨水整備に取り組めます。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、地域の災害リスクを正しく認識し、家庭でできる備蓄や家具転倒の防止策等を行うとともに、地域社会の一員として防災活動に積極的に参加します。
- 事業者は、災害時における顧客や従業員の安全確保に努めるとともに、各種防災協定の締結などの市との協働を推進します。

関連する個別計画

- 東大和市地域防災計画
平成31年度（2019年度）修正
- 東大和市公共下水道雨水基本計画
令和2年度（2020年度）策定
- 東大和市耐震改修促進計画
令和3年度（2021年度）改定
- 東大和市国土強靱化地域計画
令和3年度（2021年度）策定

総合防災訓練



安全・安心で利便性が高いまちづくり

施策3-2

防犯

施策の内容及び体系

市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策3-2
防犯
展開方向1 地域の防犯体制の構築

展開方向2 地域の防犯活動の推進

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「防犯」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「防犯」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	57.4% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

- 当市では、「東大和市生活安全条例」に基づき、市民の身体及び財産を犯罪から守るための活動促進と環境の整備を具体的に推進するため、平成24年（2012年）に「市民の安全のための指針」を策定し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいます。
- 平成26年（2014年）以降、当市の刑法犯罪の発生件数は減少傾向となっており、平成31年（2019年）では617件と、平成26年（2014年）の930件と比べて3割以上（313件）減少しています。犯罪種別にみると、いずれの年次も窃盗犯が最も多く、全体の70%～80%を占めています（図表参照）。
- 現在、当市では、子どもたちの安全を確保するための青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や、不審者情報などの情報を登録者にメールで送信する安全安心情報送信サービスの提供などにより、防犯対策を実施しています。



SDGsの取組

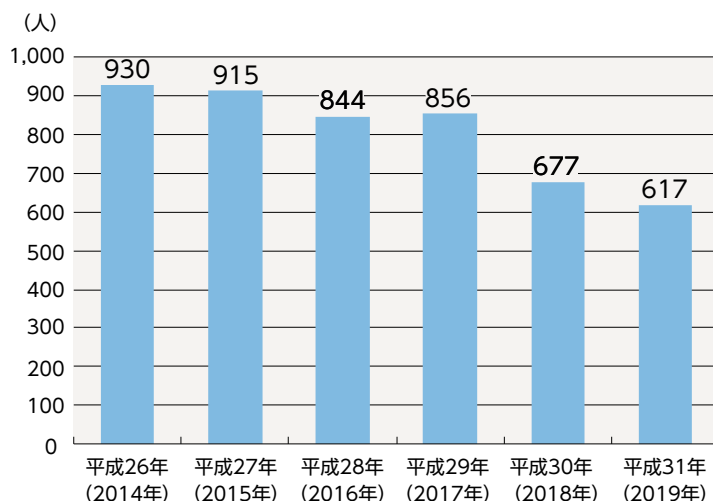


○平成27年度（2015年度）及び平成28年度（2016年度）に、学校に登下校する児童の安全確保と登下校時における学校や地域等の見守り活動を補完するため、通学路に50台の防犯カメラを設置しました。令和3年度（2021年度）においては、新たな防犯カメラを20台設置する予定となっています。

課題

- 「令和2年警察白書」によると、平成31年（2019年）中の特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止は、喫緊の課題であるとしています。
- 市民が犯罪の被害者とならないようにするため、市の防犯対策事業の強化を図るとともに、学校や地域など関係機関との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築を図る必要があります。
- 市民の防犯意識を高め、市民の地域による自主的な防犯活動を推進するため、市内における犯罪の発生情報等を市民に対して迅速に提供するとともに、市民の防犯活動に対する支援に努める必要があります。

図表 刑法犯罪の発生件数の推移



		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち乗物盗	風俗犯	知能犯	その他
平成26年 (2014年)	実数 (人)	930	7	25	692	409	3	39	164
	増減率 (%)	▲ 0.7	▲ 12.5	▲ 28.6	▲ 0.4	▲ 14.1	50.0	▲ 2.5	4.5
平成27年 (2015年)	実数 (人)	915	1	25	705	437	2	41	141
	増減率 (%)	▲ 1.6	▲ 85.7	0.0	1.9	6.8	▲ 33.3	5.1	▲ 14.0
平成28年 (2016年)	実数 (人)	844	5	26	640	377	1	42	135
	増減率 (%)	▲ 7.8	400.0	4.0	▲ 9.2	▲ 13.7	▲ 50.0	2.4	▲ 4.3
平成29年 (2017年)	実数 (人)	856	2	19	693	457	4	34	104
	増減率 (%)	1.4	▲ 60.0	▲ 26.9	8.3	21.2	300.0	▲ 19.0	▲ 23.0
平成30年 (2018年)	実数 (人)	677	2	28	511	329	6	45	85
	増減率 (%)	▲ 20.9	0.0	47.4	▲ 26.3	▲ 28.0	50.0	32.4	▲ 18.3
平成31年 (2019年)	実数 (人)	617	1	29	472	285	2	45	28
	増減率 (%)	▲ 8.9	▲ 50.0	3.6	▲ 7.6	▲ 13.4	▲ 66.7	0.0	▲ 67.1

出典：統計東やまと平成31年（令和元年）版

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

地域の防犯体制の構築

子どもから高齢者に至るまで、市民が犯罪に巻き込まれることのないよう、市民、関係団体、関係行政機関等との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築に取り組みます。

主な具体的取組

- 青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や地域コミュニティによる見守り活動の促進を図ります。
- 警察、地域で活動する関係団体（自治会、自主防犯組織、青少年対策地区委員会等）、学校などとの連携・協力により、地域の児童・生徒の安全確保を図ります。

展開
方向

2

地域の防犯活動の推進

市民が被害者となる犯罪を未然に防止するため、市民の防犯意識の向上と、市民や地域による自主的な防犯活動を推進します。

主な具体的取組

- 防犯に関する各種啓発事業の実施や、市民に対する犯罪発生情報・防犯関連情報の迅速な提供により、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。
- 地域の自主的な防犯活動を促進するため、市民が自主的に組織し、防犯活動を行う自主防犯組織に対して、防犯活動用品の支給など必要な支援を行います。
- 地域における自主的な防犯活動の推進に資するため、市民の防犯活動への参加促進や防犯灯の設置などを進めます。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、地域でお互いに協力し合って安全・安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。
- 事業者は、市民と協力して地域の安全を確保するために必要な措置を講じます。

青色回転灯パトロールカー



通学路に設置されている防犯カメラ



安全・安心で利便性が高いまちづくり

重要施策3



施策3-3

都市づくり

施策の内容及び体系

社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。

施策3-3
都市づくり

展開方向1 メリハリのある都市空間の形成

展開方向2 住宅都市としての魅力向上

展開方向3 下水道機能の維持・向上

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「都市づくり」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「都市づくり」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	34.1% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

○平成27年（2015年）に改定した「東大和市都市マスタープラン²⁶」では、都市づくり²⁷の理念として「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」を掲げ、東大和市駅周辺をはじめとする6地点を「生活心²⁸」とした新たな都市構造を示すとともに、より快適な「住宅都市」の実現に向けて、各地区の特性に応じた地域地区指定や地区計画等を活用した都市空間の形成に取り組むこととしています（図表参照）。

26 都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いたもの

27 市全体の視点でとらえて、主にハード的手法によって都市整備分野の施策を進める場合に用いる用語

28 交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した、人々の多様な活動や交流の場となる地区であり、身近な生活圏の中心となる地区



SDGsの取組

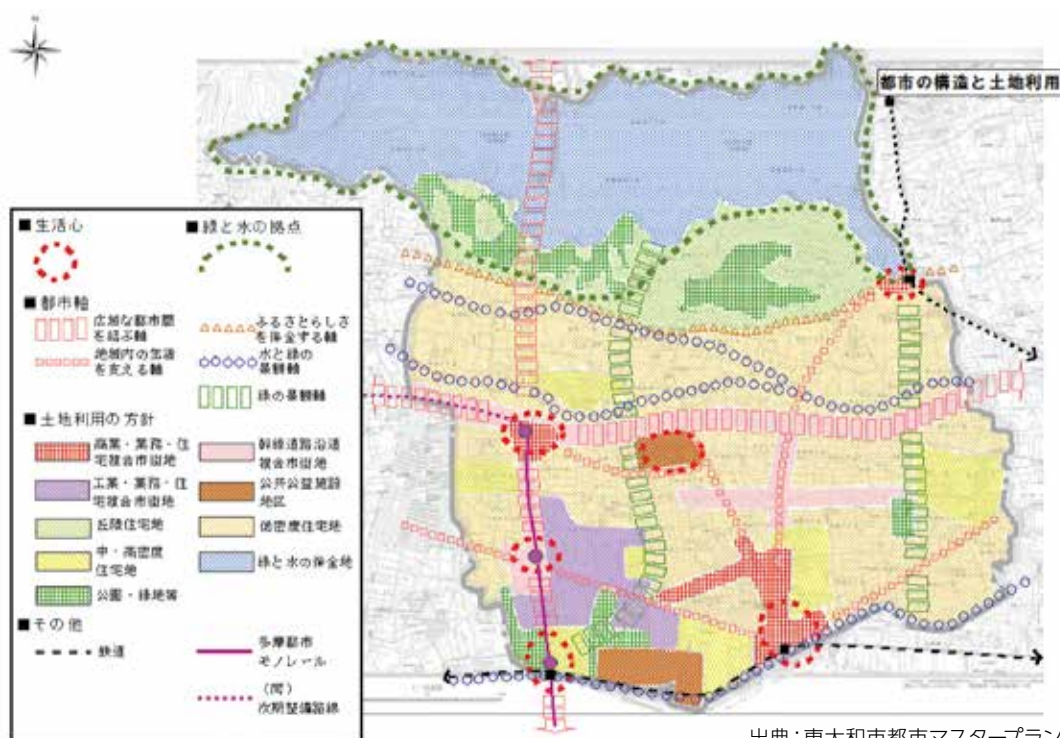


- 少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、快適な生活環境を維持していくためには、持続可能な都市経営を進めることが必要です。このような背景のもと、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法が改正され、市町村は、都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関する施設の立地を誘導すべき区域を定める立地適正化計画を策定できる旨が規定されました。
- 近年、全国的に、小さな街区で空家・空地等の低未利用地が不規則に発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下や治安・景観の悪化等を招き、地域の価値、魅力の低下等が生じています。平成30年住宅・土地統計調査によれば、当市の空き家率は9.5%であり、多摩26市の中でも4番目に低い数値になっています。

課題

- 当市の人口がすでに減少局面を迎えている中、引き続き、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくことがこれまで以上に重要になります。
- 今後、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、将来にわたって地域社会の活力を維持するために、駅周辺などに生活に必要な機能を集積させるなど「集約型の地域構造」への再編について、検討する必要があります。
- 今後、当市においては、平成31年度（2019年度）に実施した空家実態調査の結果を踏まえた上で、各種関係団体との連携・協力体制の構築等により、空家の適正管理、利活用などを促進する必要があります。
- 当市では、令和6年度（2024年度）頃から、標準耐用年数である建設後50年を経過する下水道施設（污水）が増加する見込みです。将来的な人口動向などの状況を十分に踏まえながら、既存の下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進する必要があります。

図表 都市の構造と土地利用



出典：東大和市都市マスタープラン

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

① メリハリのある都市空間の形成

当市の特長である緑豊かな自然環境を維持・保全しつつ、少子高齢化と人口減少が進展する中においても賑わい、交流、活力のあるまちづくりを進めるために、メリハリのある都市空間の形成を目指していきます。

主な具体的取組

- 駅周辺や大規模団地の創出用地などを拠点として、都市機能や居住機能の集積を図ることで、賑わいのある魅力的な街づくり²⁹を進めます。
- 拠点においては、事業者との積極的な連携により商業、医療、福祉、公共施設、住宅などの機能の集積を目指し、土地利用の高度化などの都市計画手法の活用を検討します。また、拠点の周辺においても、地域の課題解決に向けて拠点と連携した街づくりを進めていきます。
- 公共施設の再編とあわせた街づくりを検討します。

展開
方向

② 住宅都市としての魅力向上

街並みが整い、水や緑を感じることができるまちの魅力を生かして、定住人口の増加を目指し、住みたい、住み続けたいと思える住環境を維持・整備していきます。

主な具体的取組

- 地区計画の活用や市街地に点在する生産緑地の保全などにより良好な住環境の形成に努めます。
- 子育て世代などが定住しやすい居住の仕組づくりを検討します。
- 空家の適正管理、利活用などを推進するための仕組づくりを検討します。

展開
方向

③ 下水道機能の維持・向上

下水道施設の老朽化など、下水道を取り巻く環境の変化に対応し、下水道事業を安定的に経営するために、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道機能の維持・向上に取り組み、市民が快適で住みやすいまちづくりを推進します。

主な具体的取組

- これまでに整備した下水道施設の計画的な維持管理と改築更新を図るため、長期的な視点で下水道施設全体の最適化を図る公共下水道ストックマネジメント³⁰を推進します。
- 将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供するため、事業の効率化などを適宜検討するなど、下水道事業の経営の健全化を図ります。

29 地域や地区レベルで、ソフト的手法を含みつつ主にハード的手法によって整備を進める場合に用いる用語

30 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、良好な住環境の維持・保全など、市との協働によるまちづくりに主体的に取り組めます。
- 事業者は、都市マスタープランや地区計画などを踏まえ、地域の特性に応じた適切な土地利用に努めます。

関連する個別計画

○東大和市都市マスタープラン（改定）

計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）

○東大和市下水道総合計画

計画期間：平成23年度（2011年度）～令和22年度（2040年度）

○東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画

平成30年度（2018年度）策定

○東大和市空家等対策計画

令和4年度（2022年度）策定予定

市民会館（ハミングホール）と
都市計画道路3・4・26号東大和清水線（ハミングロード）



施策3-4

道路、公共交通

施策の内容及び体系

地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

施策3-4
道路、
公共交通
展開方向1 誰もが利用しやすい道路環境の整備

展開方向2 交通安全対策の推進

展開方向3 持続可能な公共交通ネットワークの構築

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「道路、交通」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「道路、公共交通」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	41.6% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

- 都市の骨格を形成する重要な道路として都市計画決定した「都市計画道路」は、令和2年（2020年）3月末現在、総延長27,415mであり、このうち施行済延長は19,570m、施行率は71.4%となっています。一方、市民の日常生活に身近な生活道路である市道は、令和3年（2021年）4月1日現在、実延長209,721m、このうち改良済延長は166,510mで、改良率は79.4%となっています（図表参照）。
- 「令和2年警察白書」によると、令和元年（2019年）中の高齢者の交通事故による死者数は1,782人と死者数全体の55.4%を占め、また、これを状態別にみると、歩行中が46.0%、自動車乗車中が31.0%、自転車乗用中が16.8%となっています。



SDGsの取組



- これまで当市では、交通事故の発生と死傷者数を最大限抑制することを目標に、「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」を重点課題として掲げ、交通安全対策の総合的な推進に取り組んでいます。
- 現在、当市ではコミュニティバスとして「ちょこバス」を運行しています。「ちょこバス」は、鉄道や既存バス路線を補完し、主に大型の路線バスが通行できない住宅地や既存のバス路線から外れた地域等をルートとしており、上北台駅を起終点とする「循環ルート」と、東大和市役所を起終点とする「往復ルート」の2ルートで運行しています。
- 当市では、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、持続可能な地域交通を構築することを目指し、平成27年度（2015年度）に「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、令和2年（2020年）には、湖畔地域でコミュニティタクシーの試行運行を実施しました。

課題

- 今後も都市計画道路の整備に取り組むとともに、既存の道路については、老朽化の実態や過去の整備・修繕状況等を踏まえつつ、不具合を未然に防止できるよう、計画的な点検・修繕等を行う必要があります。
- 高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適に移動できる道路（歩行）空間を確保するため、ネットワークとなるような市道の整備を推進するとともに、歩道幅員が狭い路線について、バリアフリー化とあわせて歩道の拡幅を行う必要があります。
- 今後も引き続き、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者をはじめ、すべての市民を交通事故から守ることができるよう、警察などの関係機関と連携・協力を図りながら、総合的な交通安全対策を計画的に推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や人口動態を考慮すると、今後、公共交通を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測されるため、公共交通事業者との連携・協力のもと、持続可能な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。

図表 市道の延長と面積

年	総数		改良済		未改良	
	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
平成 28 年 (2016 年)	209,956	1,258,570	162,404	1,128,755	47,552	129,815
平成 29 年 (2017 年)	209,916	1,260,580	162,598	1,130,970	47,318	129,610
平成 30 年 (2018 年)	209,955	1,261,107	162,672	1,131,331	47,283	129,776
平成 31 年 (2019 年)	209,365	1,264,112	163,009	1,136,465	46,356	127,647
令和 2 年 (2020 年)	209,631	1,282,533	166,188	1,162,111	43,443	120,422
令和 3 年 (2021 年)	209,721	1,283,913	166,510	1,163,737	43,211	120,176

出典：土木課

安全・安心で利便性が高いまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

誰もが利用しやすい道路環境の整備

都市計画道路の整備と生活道路の改良を進めながら、すでに整備を完了した道路については、適正な維持管理に努めます。また、高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全かつ快適に移動できるよう、道路環境の向上を図ります。

主な具体的取組

- 都市計画道路は、市民生活や都市活動を支える基本的な都市基盤の一つであるため、今後も計画的に整備を推進します。
- 生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員の確保や自転車通行空間の整備などに努めます。
- バリアフリー化の推進などにより、すべての人に安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- 駅利用者や駅周辺で暮らす市民にとって快適な環境となるよう、駅周辺については、無電柱化や放置自転車対策などの環境整備に取り組みます。
- 既存の道路や橋梁の老朽化対策に取り組むとともに、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、道路や橋梁の適正な維持管理に努めます。

展開
方向

2

交通安全対策の推進

交通事故などの交通災害から市民の生命・身体を守り、安全で安心な生活環境を確保するための交通安全対策を推進します。

主な具体的取組

- 学校、保護者及び関係機関と連携しながら、通学路の安全点検を実施し、子どもたちが安全に通学できる環境づくりに努めます。
- 高齢者の交通事故による死傷者数を減らすための道路環境整備や教育・啓発活動を推進します。
- 自動車などを運転する高齢者を対象に、身体機能の特性等を考慮した交通安全教育を推進し、高齢運転者による交通事故の減少に取り組みます。
- 自転車に関与する交通事故を減らすため、交通安全教室や広報啓発活動などを通じて、自転車利用者の交通ルールやマナーの向上に取り組みます。

誰もが安全で快適に移動できることを目指して、市民、事業者及び市の協働により、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

主な具体的取組

- 拠点における都市機能や居住機能の集積など都市づくりの進捗状況に応じ、公共交通事業者と連携し公共交通ネットワークのあり方を検討します。
- コミュニティバスは、基幹的路線として利便性の向上や利用の促進に努めるとともに、利用状況等に応じて運行の見直しを検討します。
- 公共交通サービスから物理的に離れている地域において、地域が主体となってその地域に相応しいコミュニティ交通のあり方について検討し、地域交通を持続可能なものとして運行できるよう取組を進めます。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、安全で快適な移動空間を確保できるよう、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践します。
- 市民は、公共交通は利用されることで支えられ持続しているという認識を持ち、過度な自家用車の利用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- 公共交通事業者は、自らが提供する公共交通サービスの質の向上に努めます。

関連する個別計画

○東大和市都市マスタープラン（改定）

計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）

○東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン

平成27年度（2015年度）策定

○東大和市交通安全計画

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

平成31年4月に全線開通した
都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線



ちょこバス



入選作品

東大和市立第三中学校 1年 野崎彩佳さん

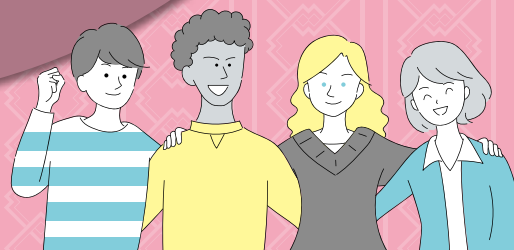
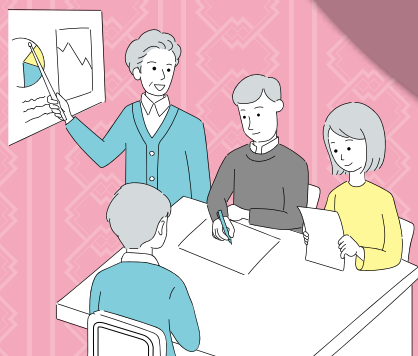
作品に込めた想いや説明など

東大和市の多摩湖、狭山茶、空堀川に来るカワセミを描きました。おじいちゃんと幼い女の子がほほえんでいる様子で、東大和の水と緑と笑顔を描きました。



基本施策

4



心豊かに暮らせるまちづくり

- 施策4-1 人権尊重
- 施策4-2 地域コミュニティ
- 施策4-3 生涯学習
- 施策4-4 平和、歴史文化
- 施策4-5 スポーツ、レクリエーション



施策4-1

人権尊重

施策の内容及び体系

市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。

施策4-1 人権尊重

展開方向1 人権尊重の推進

展開方向2 男女共同参画社会の実現

展開方向3 多文化共生の推進

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「人権尊重」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「人権尊重」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	26.0% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

- 当市では、市民の人権意識の啓発を目的として、毎年12月の人権週間において、パネル展示等を実施しています。
- 令和3年（2021年）に、男女共同参画社会の実現を総合的・計画的に推進するため、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。
- 令和3年（2021年）1月1日現在、当市の外国人の市民の人数は1,201人であり、平成28年（2016年）の1,087人と比べて約1割（114人）増加しています（図表参照）。現在、当市では、日本語及び外国語の会話が堪能な市民に外国語通訳交流員として登録していただき、市が実施する事業等で外国語通訳が必要な時に派遣しています。



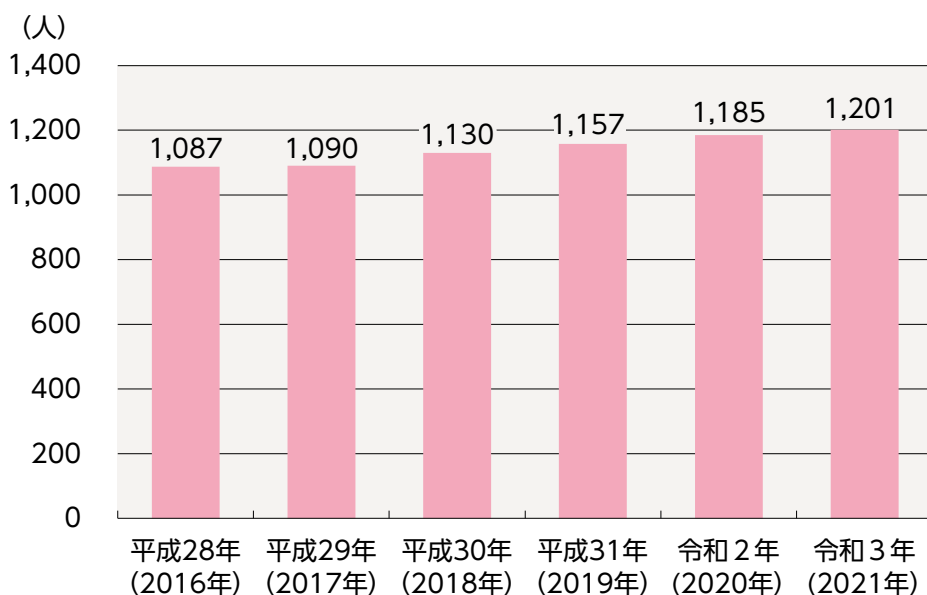
SDGsの取組



課題

- 今後、人権尊重のまちづくりを推進するため、市民の人権意識の啓発をより効果的な手法により行うとともに、人権侵害行為である暴力の根絶や配慮が必要な人に対する支援に取り組む必要があります。
- 市民が職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において男女共同参画の意義を認識し、行動できるよう、男女平等の意識づくりに努める必要があります。また、男女を問わず市民がより一層仕事と家庭を両立しやすい環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む必要があります。
- 外国人の市民の増加が予想される中、国籍や言語などの違いを超えて、すべての市民が地域の中で共生できる社会の実現に向けて、外国人の文化や生活習慣等を理解するための取組や外国人向けの情報提供などに努める必要があります。

図表 外国人の市民の推移



出典：住民基本台帳

心豊かに暮らせるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

人権尊重の推進

市民一人ひとりが互いの個性を尊重し、認め合う人権尊重を推進し、誰もが自分らしく、幸せに暮らすことができる環境づくりに努めます。

主な具体的取組

- 様々な手段や機会を活用しながら、市民一人ひとりの人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図ります。
- ハラスメント³¹やドメスティック・バイオレンス³²の発生防止、障害、性的指向、性自認（SOGI）³³等を理由とする差別・偏見等の解消など、市民の人権を守るための活動を推進します。

展開
方向

2

男女共同参画社会の実現

男女を問わずすべての人々が、性別によらず職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において平等な立場で参画し、その個性と能力を発揮し、協力し合える男女共同参画社会の実現を目指します。

主な具体的取組

- 男女共同参画社会の理念の普及を図るため、市民の男女共同参画に対する理解と関心を高める活動を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識や性別による機会の不公平等の解消に向けて、意識啓発や教育活動などに取り組み、ジェンダー³⁴平等の実現を目指します。
- ワーク・ライフ・バランスに関する意識づくりや環境整備を推進します。

展開
方向

3

多文化共生の推進

国籍や言語などの違いを超えたすべての市民が、お互いの国の文化や習慣を理解し合い、地域の中で共生できる多文化共生を推進します。

主な具体的取組

- 学校教育や生涯学習などを通して、外国の歴史や文化などを知り、学ぶための機会の拡充に努めます。
- 外国人市民への偏見や差別をなくし、多文化共生に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 外国人市民への多言語による行政情報の提供や、外国人市民からの相談に対応するための体制の整備に努めます。

31 職場、学校、家庭などの様々な場面で発生する、弱い立場の相手に嫌がらせなどをする行為

32 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力

33 性的指向（Sexual Orientation＝どのような性別の人を好きになるか）や性自認（Gender Identity＝自分が認識している自身の性別）の頭文字をとって、異性愛の人などを含めすべての人が持っている属性のこと。

34 社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のこと。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、一人ひとりが基本的な人権の重要性を認識するとともに、性別や文化の違いや多様性を尊重します。
- 事業者は、従業員の人権や多様性に対する意識を尊重し、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

関連する個別計画

○第三次東大和市男女共同参画推進計画

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

人権パネル展



男女共同参画パネル展





施策4-2

地域コミュニティ

施策の内容及び体系

地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。

施策4-2 地域 コミュニティ

展開方向1 自治会活動などの活性化

展開方向2 市民交流、地域間交流の推進

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「地域コミュニティ」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「地域コミュニティ」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	28.8% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

- 自治会等の地域活動は、市民が生活する地域において、安全・安心かつ円滑で豊かな暮らしを送るために重要な要素の一つです。近年、当市の自治会加入世帯数（4月1日現在）は、平成27年度（2015年度）の13,160世帯から令和2年度（2020年度）の12,212世帯と7.2%（948世帯）減、また、自治会への加入率も34.8%から31.1%の3.7ポイント減となっており、加入率の低下傾向が続いています（図表参照）。
- 当市では、自治会やマンション管理組合などで取り組んでいる地域コミュニティの活動を広く市民に知ってもらい、地域コミュニティの魅力発信と創生（活性化）を図るため、自治会の手引きや自治会加入の案内などの作成及び配布、写真展などの開催を行っています。あわせて、自治会の自主的・民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的として、自治会活動に対して経費の一部を補助しています。



SDGsの取組

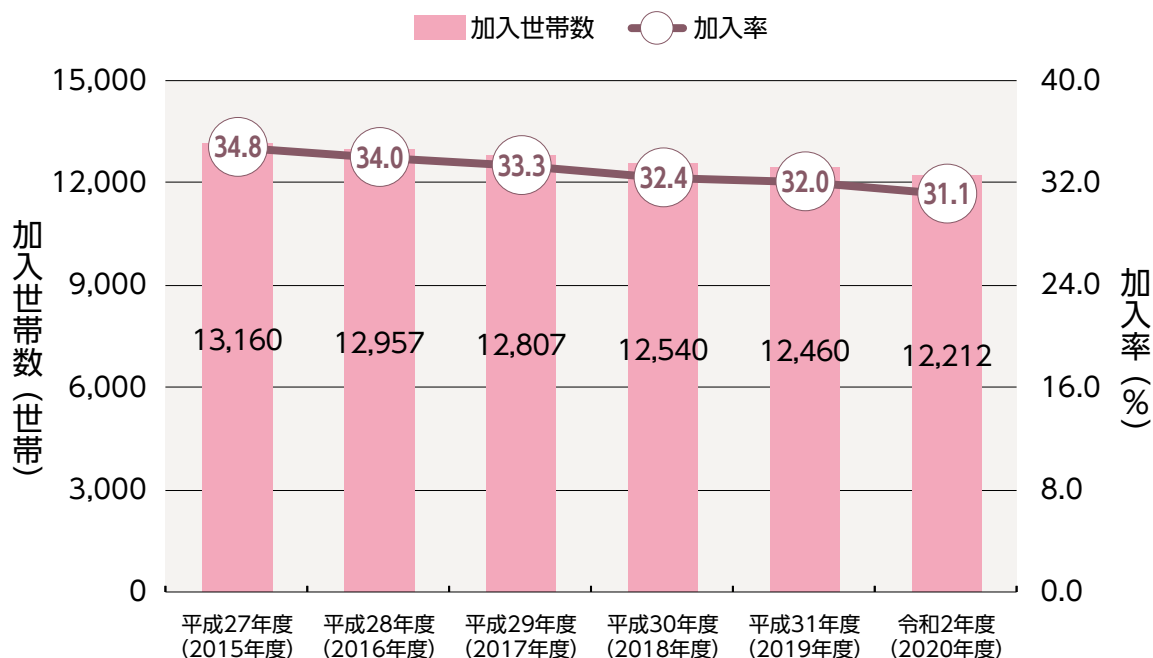


- 現在、当市では、市民相互が多様な活動を通じて様々な人たちとの交流を深められるよう、市内に4か所ある地区会館及び6か所ある集会所において、市民の学習、集会及びレクリエーションなどの場を提供し、コミュニティ活動の活性化を図っています。
- 平成5年（1993年）、当市は、福島県旧山都町と姉妹都市となりました。その後、旧山都町が市町村合併により喜多方市となった後、平成24年（2012年）に、友好都市協定及び災害時相互応援協定を締結し、友好都市として、教育、文化、産業、スポーツなどの幅広い分野における交流を実施するとともに、災害時は物資の供給、職員の派遣などで相互に協力し合うことになっています。

課題

- 今後、地域コミュニティの機能が弱まることで、地域住民の高齢化・独居化などによる孤独死や引きこもりの増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、行政との連絡調整機能の低下などの問題が顕在化することが懸念されます。そのため、自治会への加入促進や幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりなど、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。
- 若者から高齢者に至るまでより多くの市民のコミュニティ意識の醸成にも結びつくよう、市民相互の多様な交流活動の促進を図るため、地区会館や集会所といった既存のコミュニティ施設の適切な維持管理に努めるほか、地域間の交流を推進する必要があります。

図表 自治会の加入世帯数及び加入率の推移



出典：地域振興課

心豊かに暮らせるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

自治会活動などの活性化

自治会活動など、地域におけるコミュニティ活動の活性化を推進し、地域の特性を生かした市民による自主的で主体的なまちづくり活動を支援します。

主な具体的取組

- 市と自治会との連携・協力を強化するとともに、自治会活動に対する支援に取り組み、自治会活動の活性化を図ります。
- 若者や勤労者など、より多くの市民が自治会等の地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、情報提供や活動事例の発信などに取り組みます。
- 東大和ボランティア・市民活動センターへの支援を通じて、地域のボランティア活動を支援するとともに、地域住民やボランティア団体等の活動拠点づくりに取り組みます。

展開
方向

2

市民交流、地域間交流の推進

市民が文化活動などの多様な活動を通じて様々な人たちと交流することができるよう、市民交流と他地域との交流を推進します。

主な具体的取組

- 学習や趣味のグループをはじめ、市民が様々な活動や交流を行っている地区会館や集会所については、市民が快適に利用できるよう、適切な維持管理に取り組みます。
- 友好都市である福島県喜多方市との交流事業を実施するなど、地域間の交流を推進します。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、市民相互の様々な交流活動やまちづくり活動の推進などにより、地域における連帯感の醸成に協力します。
- 事業者は、地域の一員としての役割を認識し、協賛活動やボランティア活動など様々な地域活動に参加・協力します。

市役所入口ホールで実施している地域の活動紹介



湖畔集会所



心豊かに暮らせるまちづくり

重要施策2



施策4-3

生涯学習

施策の内容及び体系

誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。

施策4-3
生涯学習

展開方向1 多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供

展開方向2 多様な学習活動を支える基盤の整備

展開方向3 市民主体の文化芸術活動の推進

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「生涯学習」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「生涯学習」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	37.9% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

- 当市の公民館は、中央・南街・狭山・蔵敷・上北台に5施設が設置されており、地域における身近な学習拠点として様々な活動が行われています。これらのうち、中央公民館、狭山公民館及び蔵敷公民館は、いずれも建築後40年以上が経過しています。
- 近年、公民館の利用件数及び利用人数は、おおむね横ばい傾向で推移してきましたが、平成31年度（2019年度）以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休館とした期間があったことなどから、大きく減少しています（図表参照）。
- 現在、当市では、生涯学習に関して知識や技能を有する方々に人材バンクに登録してもらい、指導者や講師を探している市内のサークル・団体、新たに活動を始めたい市民に紹介する「生涯学習人材バンク制度」や、市民が行う自主的な学習会に市の関係職員を派遣する「ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）」を実施しています。



SDGsの取組



○公民館とともに、市民にとって身近な生涯学習施設である図書館は、中央図書館と2つの地区館（桜が丘図書館、清原図書館）が設置されています。このうち、一番規模の大きな施設である中央図書館は、建築後30年以上が経過しています。

○近年、これらの図書館における貸出利用者数及び個人貸出冊数は、減少傾向となっています。平成31年度（2019年度）以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休館とした期間があったことなどから、貸出利用者数及び個人貸出冊数ともに、大きく減少しています（図表参照）。

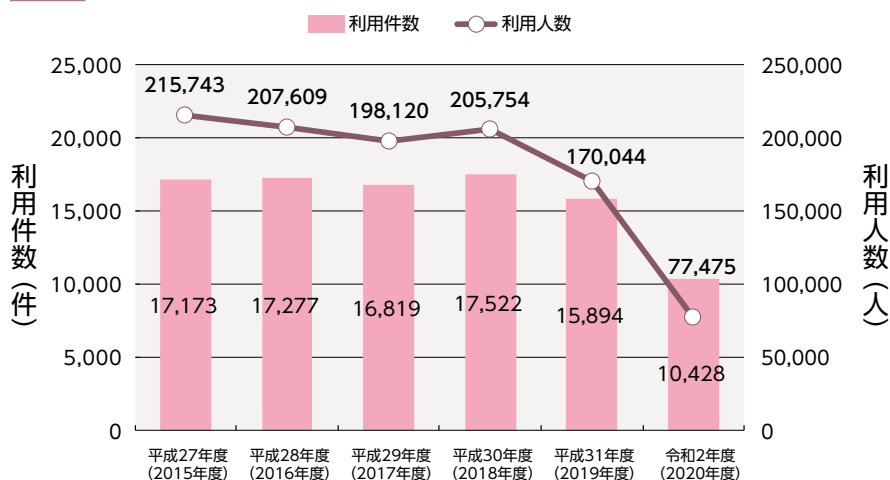
課題

○今後、健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、健康で生きがいをもって生活を送るためには、多くの市民が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習で得た成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていけるよう、多様な生涯学習機会の提供に努める必要があります。

○様々な世代の市民がそのライフスタイルやライフステージに応じて、より安全・快適な環境で生涯学習に取り組めるよう、生涯学習に係る既存の施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進する必要があります。

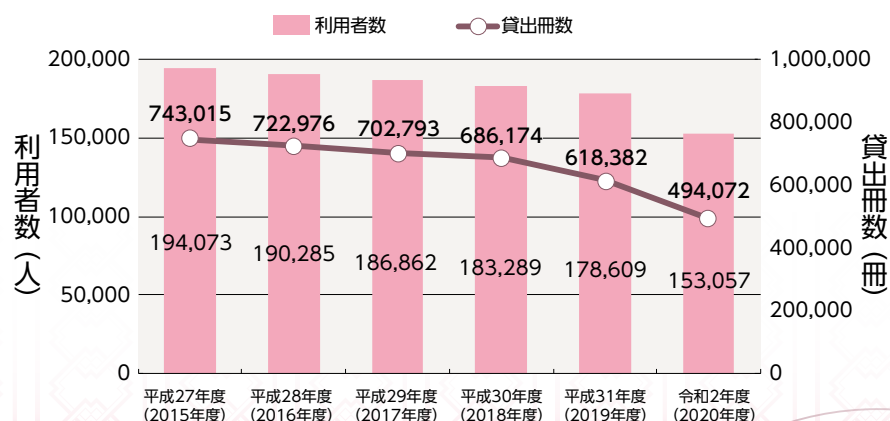
○地域における市民文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの醸成や共に支え合う地域社会の形成にも結びつくよう、市民の自主的・自発的な文化芸術活動の支援に取り組む必要があります。

図表 公民館の利用件数・利用人数の推移



出典：中央公民館

図表 図書館の貸出利用者数・個人貸出冊数の推移



出典：中央公民館

心豊かに暮らせるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供

様々な世代や立場の市民が主体的に学び、学習で得た成果を地域や社会の課題解決に活用できるよう、多様な学習ニーズに応じた学習機会と学習情報を提供します。

主な具体的取組

- 若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層の市民が学習活動に参加するきっかけとなるよう、ニーズに応じた事業を展開します。
- より多くの市民が生涯学習活動に参加するよう、学習意欲に対応した事業の実施や、効果的な情報提供などに努めます。
- 生涯学習に取り組む団体との連携・協力等に努めるとともに、生涯学習リーダーの養成と人的ネットワークの構築を図ります。

展開
方向

2

多様な学習活動を支える基盤の整備

市民がより安全・快適な環境のもとで学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の整備に努めます。

主な具体的取組

- 学習施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 市民サービスの向上を図るため、学習施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- 学習施設は、ICT（情報通信技術）の進展に対応するために、必要な環境の整備に努めます。

展開
方向

3

市民主体の文化芸術活動の推進

地域における文化芸術活動が市民主体で展開されるよう、市民の自主的・自発的な活動を推進します。

主な具体的取組

- 市民主体の文化芸術活動を推進するため、市民による文化芸術活動や作品を発表する機会の確保に努めます。
- 当市における文化芸術活動の拠点である市民会館は、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、積極的に生涯学習活動に参加し、学び合う仲間のネットワークを形成するとともに、習得した学習成果を地域活動に反映します。
- 事業者は、様々な学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に協力し、市民の生涯学習環境の充実を支援します。

関連する個別計画

○東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

○第二次東大和市子ども読書活動推進計画

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）

中央図書館



市民会館（ハミングホール）





施策4-4

平和、歴史文化

施策の内容及び体系

市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。

施策4-4 平和、 歴史文化

展開方向1 市民の平和意識の高揚

展開方向2 歴史的文化財の保存と活用の推進

展開方向3 地域の歴史・民俗・自然等への関心を高める取組の推進

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「平和、歴史文化」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「平和、歴史文化」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	44.4% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現状

- 当市では、恒久平和を願って、平成2年（1990年）10月1日に「平和都市」であることを宣言しました。また、平成14年度（2002年度）からは、毎年8月を「平和月間」と位置付け、平和市民のつどいやパネル展の開催などの平和事業に取り組んでいます。
- 現在、戦後70年以上が経過し、戦後生まれの人口は日本の総人口の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、その記憶を今に語り継ぐことが全国的に年々難しくなっています。
- 文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産であり、当市においても地域の歴史を伝える資料が数多く残されています。



SDGsの取組



- 先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、当市では、特に貴重な文化財を指定し、保存を図っています。令和2年（2020年）9月1日現在、市内には東京都指定文化財が2件、市指定文化財が33件あるほか、国登録有形文化財が4件あります（図表参照）。
- これらの文化財のうち、「旧日立航空機株式会社変電所」は、戦争で多くの尊い命が犠牲になったことを今に伝える歴史的な文化財として、平成7年（1995年）に、市指定文化財に指定されています。
- 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、平成6年（1994年）に開館した郷土博物館は、市立狭山緑地の一角にあり、「狭山丘陵とくらし」をメインテーマに掲げ、狭山丘陵全体を活動の場として、地域の歴史・民俗（くらし・伝統文化）・自然に関する事業を行っています。また、郷土博物館では、プラネタリウムが整備されており、天文に関する情報も提供しています。

課題

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に引き継いでいくため、多くの市民が平和の尊さを考える機会の充実を図り、市民の平和意識の高揚に取り組む必要があります。
- 有形無形の歴史的な文化財について、将来にわたって保存・継承していくとともに、市民のまちへの愛着と誇りの醸成にも結びつくよう、学校教育や生涯学習などの場で積極的な活用を図る必要があります。
- 郷土博物館は、より多くの市民が地域の歴史・民俗・自然や天文に対する理解を深めることができるよう、魅力ある事業展開や、学校、地域等との連携・協力に努める必要があります。

図表 市指定等の文化財一覧

種別	類別	整理番号	名称	種別	類別	整理番号	名称
都指定	有形	1	豊鹿島神社本殿（附 棟札）			17	高木獅子舞の道具及び衣装一式
	旧跡	2	蔵敷高札場			18	庚申塔（清水3丁目）
市指定	重宝	1	石皿	市指定	郷土資料	19	庚申塔（芋窪6丁目）
		2	徳川氏御朱印状（三光院他宛15通）			20	清水本村橋の石橋供養塔
		3	里正日誌			21	砂の橋の石橋供養塔
		4	上の台遺跡の石器			22	徳治二年銘の板碑
		5	八幡谷戸遺跡第4・5号住居跡の出土遺物（一括）			23	庚申塔（阿字庚申）
		6	豊鹿島神社本殿の木製狛犬		技芸	24	清水囃子
		7	豊鹿島神社の獅子頭			25	庚申塚
		8	慶性院の水天像			26	八幡谷戸遺跡
		9・10	高木獅子舞の旧獅子頭		史跡	27	鹿島台遺跡
		11	鹿島台遺跡 住居跡の出土遺物（一括）			28	蔵敷太子堂跡
		12	徳川氏御朱印状（氷川神社宛8通）			29	青梅橋跡
		13	永仁二年銘の弥陀種子板碑			30	旧日立航空機株式会社変電所
		14	旧高木村主 宮鍋家文書（一括）			31	高木村外五ヶ村連合戸長役場跡
		15	狭山の栞 紙型（しけい）及び挿図判		旧跡	32	蔵敷調練場跡
		郷土資料	16	名号塔婆		33	狭山三十三観音霊場札所
				国登録	有形	1	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ
						2	旧吉岡家住宅 蔵
						3	旧吉岡家住宅 中門
						4	旧吉岡家住宅 長屋門

出典：社会教育課

（注）市指定文化財は、次のように類別している。

- ・重宝：建造物、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料その他有形物で、歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ・郷土資料：生活、生業、風習等の推移を示す有形の民俗資料並びに民政に関する文献及び金石文等で、資料的価値の高いもの
- ・技芸：工芸技術、郷土芸能その他無形の文化的所産で、伝統を有し、かつ、技法上価値の高いもの
- ・史跡：歴史上重要な事件又は人物の遺跡で、特に文化史上価値の高いもの
- ・旧跡：生物、無生物及び特異な地質学的形態で、学術上価値の高いもの又は著名な由緒のあるもの

心豊かに暮らせるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

市民の平和意識の高揚

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に引き継いでいくため、「東大和市平和都市宣言」の趣旨に基づいて、市民の平和意識の高揚を図ります。

主な具体的取組

- 戦争の傷跡を残し、戦争の恐ろしさや悲惨さ、平和の尊さを現在に伝える旧日立航空機株式会社変電所の保存に取り組みます。
- 旧日立航空機株式会社変電所の公開など、貴重な戦災建造物を活用した特徴ある平和事業の実施に取り組みます。
- 平和月間における事業の実施により、幅広い年齢層の市民が平和の尊さを理解する機会を提供します。

展開
方向

2

歴史的文化財の保存と活用の推進

より多くの市民が地域の歴史や伝統文化にふれあえることができるよう、市内に残された歴史的文化財の保存に取り組むとともに、その活用を推進します。

主な具体的取組

- 地域の歴史を現在に伝える有形無形の歴史的文化財を将来にわたって継承していくため、保存活動に取り組みます。
- 多くの市民が郷土への愛着と理解を深めることができるよう、文化財ボランティアの協力のもと、文化財の公開や活用を推進します。

展開
方向

3

地域の歴史・民俗・自然等への関心を高める取組の推進

郷土博物館における魅力的な事業展開などを通じて、より多くの市民が地域の自然や歴史等に関心を持つことができるよう取り組みます。

主な具体的取組

- 郷土博物館では、狭山丘陵の自然環境を生かしながら、市民が地域の歴史・民俗・自然や天文に関心を持つことができるような事業を展開していきます。
- 学校や地域との連携・協力により、学校や地域において、地域の歴史・民俗・自然や天文について学ぶことができる機会の創出に努めます。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、平和の尊さを認識し、戦争の悲惨さを次世代に引き継ぎます。
- 市民は、地域固有の歴史・文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを持ちます。
- 事業者は、平和に対する意識の醸成機会の提供や、歴史・文化遺産の保存・調査に協力します。

旧日立航空機株式会社変電所



郷土博物館



心豊かに暮らせるまちづくり

重要施策2



施策4-5

スポーツ、レクリエーション

施策の内容及び体系

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。

施策4-5

スポーツ、
レクリエーション

展開方向1

スポーツを楽しめる場と機会の提供

展開方向2

市民が利用しやすいスポーツ環境の整備

成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「スポーツ、レクリエーション」 施策に対する 市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「スポーツ、レクリエーション」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	42.0% (令和3年度)	満足度の向上

現状と課題

現 状

- スポーツの充実を図ることは、心身の健康づくりだけではなく、地域における人と人のつながりを深め、共にスポーツなどに親しむ地域づくりの方策としても大切なものです。
- 当市が令和3年（2021年）に実施した市民意識調査によると、「日頃、スポーツや運動をしていますか」との質問に対して「している」と回答した比率は、年齢が上がると共に高くなっており、「65歳以上」では50.6%となっています。一方、「60～64歳」と「65歳以上」を除いた年齢層では、「している」と回答した比率は、いずれも30%台となっています（図表参照）。



SDGsの取組



○近年の市民体育館の利用状況について、団体利用は減少傾向となっていますが、個人利用は増加傾向となっており、平成30年度（2018年度）では71,314人と、平成25年度（2013年度）の54,386人と比べて約1.3倍（16,928人増）に増加しています。

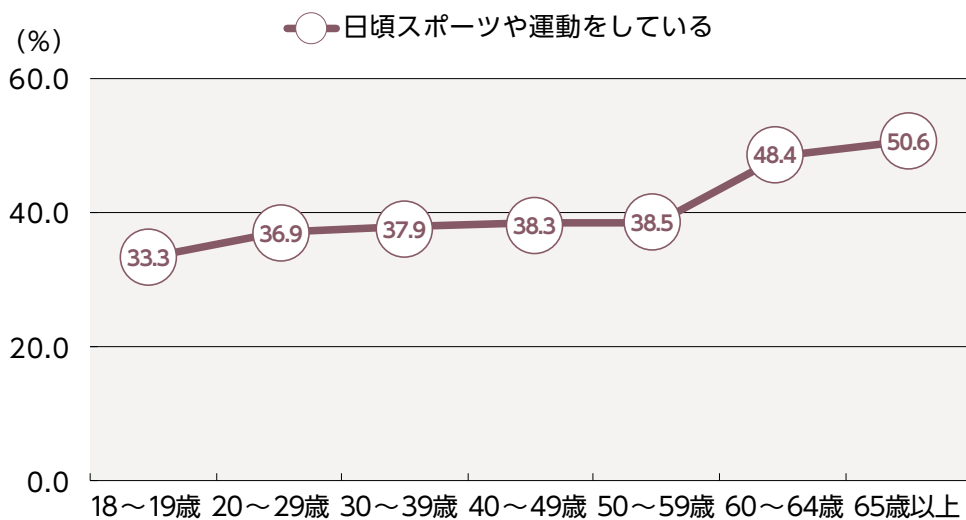
○当市では、スポーツによるレクリエーション活動として、ふれあい市民運動会、ロードレース大会、多摩湖駅伝大会などの各種スポーツ行事を実施するとともに、特定非営利活動法人東大和市体育協会などのスポーツ団体との連携・協力により、各種事業を実施しています。

課題

○市民の健康増進や健康寿命の延伸に結びつくよう、今後も引き続き、スポーツ団体との連携・協力のもと、より多くの市民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる機会の提供に努める必要があります。

○市民がより安全・快適な環境のもとでスポーツ活動に取り組めるよう、既存のスポーツ施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進するとともに、相談体制の充実などにより、スポーツ環境を整備する必要があります。

図表 年齢別のスポーツや運動の実施状況



出典：企画課

心豊かに暮らせるまちづくり

〈施策の展開方向〉＝市の役割

展開
方向

1

スポーツを楽しめる場と機会の提供

市民がライフスタイルや年齢、体力などに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができる場と機会の提供に努め、地域の活性化や市民の健康づくりを推進します。

主な具体的取組

- 地域の人々の年齢、興味、関心、技術技能レベルなどに応じて様々なスポーツ機会を提供する地域スポーツクラブの育成に努めます。
- 学校やスポーツ団体などとの連携の強化に努め、子どものスポーツへの取組を支援するとともに、日頃スポーツをしている割合が低い年齢層、高齢者、障害のある人への支援に取り組みます。
- スポーツによるレクリエーション活動を推進し、多くの市民がスポーツを楽しみながら、交流もできる各種スポーツ行事の充実に努めます。

展開
方向

2

市民が利用しやすいスポーツ環境の整備

より多くの市民が安全・快適にスポーツを楽しむことができる環境の整備に努めます。

主な具体的取組

- 市民体育館をはじめとするスポーツ施設の修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 市民サービスの向上を図るため、スポーツ施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- スポーツをしていない市民がスポーツに気軽に取り込むことができるよう、スポーツに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 市民の健康増進や競技力の向上に結びつくよう、スポーツ指導者の養成・確保やスポーツ組織・団体の育成を図ります。

市民・事業者に
期待される
主な役割

- 市民は、自主的にスポーツ活動に取り組み、自らの健康の維持・増進と、スポーツを通じた地域の人々との交流に努めます。
- 事業者は、市民のスポーツ活動を支援し、スポーツ振興を通じた地域の活性化に協力します。

関連する個別計画

○東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

多摩湖駅伝大会



市民体育館



市民体育館の第一体育室



「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」中学生絵画コンクール

入選作品

東大和市立第三中学校 2年 神谷安慈さん

作品に込めた想いや説明など

水と緑と笑顔が輝く町なのですべて描きました。

